

平成26年9月

取引業者 各位

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 江利川 毅

埼玉県立大学との取引における誓約書の提出について（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本学の教育研究に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨今の報道等によりご承知とは存じますが、大学等研究機関における研究費の不正使用事案が後を絶たないことを受けて、文部科学省において、取引業者から不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等の提出を求めることとされました。〔参考参照〕

このため、本学では、『研究活動上の不正行為防止計画』を改正するとともに、下記1のとおり当計画を遵守していただけることを前提に取引を行うことといたしました。

ついては、下記2のとおり、平成26年10月1日以降の取引について、全ての取引業者から別紙「誓約書」の提出をお願いすることといたしましたので、ご理解・ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

なお、今後、本学の発注に際しては、誓約書をご提出いただいた取引業者のみに限定していく予定であることを申し添えます。

ご多用中のところ誠に恐れ入りますが、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 発注及び検収方法の徹底

物品等の発注及び検収は例外的な取扱いが必要と認められる場合を除き、事務局職員等が実施することを、研究者だけでなく取引業者等に対しても周知徹底し、発注が特定の取引業者等に偏らないよう配慮するとともに、取引業者等に対して誓約書等の提出を求めるものとする。

2 誓約書の提出

(1) 適用日（実施日）

平成26年10月1日から適用する。ただし、従前からの取引業者は、平成27年3月31日までは、誓約書の提出がない場合であっても取引できるものとする。

(2) 提出方法

様式(誓約書)を郵送又は直接持参により、次の期限までに事務局(地域産学連携担当)まで提出する。

誓約書の様式は、大学ホームページからもダウンロード可能

<http://www.spu.ac.jp/view.rbz?pnp=103&ik=1&nd=103&cd=1856>

従前からの取引業者は、順次提出(本学からの最初の発注時まで)

新規の取引業者は、原則として見積書(入札書)の提出時まで(同時可)

(3) 誓約書の提出を求める対象者

本学と取引を行う全ての事業者（研究経費・教育経費の区別は不問）

ただし、次の者は誓約書の提出者から除外する。

国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人 国際組織、外国企業等（国内事業所は除外[国内企業等として取扱]） 電気・ガス・水道・通信・郵便運送・定期購読の出版事業者等 弁護士・特許・税理士事務所等 営利目的（商取引・反復継続）としての相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者） 情報・施設管理担当が発注する、大学施設全体の工事請負又は維持管理業務受託者等 その他、本件対象になじまない業種・取引等

【参考】「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正【抜粋】
（平成26年2月18日付け文部科学大臣決定）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343831.htm

第4節 研究費の適正な運営・管理活動（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

<誓約書等に盛り込むべき事項>

- ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図る。

【問い合わせ】

事務局 地域産学連携担当（研究推進担当）

電話 048-973-4114

FAX 048-973-4807

E-mail shorei@spu.ac.jp